

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方に対する負担の配慮として、また子育て世帯への影響の緩和などのため暫定的・臨時的な措置による「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。詳しくは、決定次第広報などでお知らせします。

◎臨時福祉給付金

対象 平成26年度市町村民税(均等割)が課税されていない方

※ご自身が課税されていなくても扶養者が課税されている場合や生活保護制度の被保護者は対象になりません。

※申請は平成26年1月1日現在に住民登録がある市町村で行います。

給付額 1人 1万円

※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金などの受給者、または児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は5,000円が加算されます。(重複加算はありません。)

◎子育て世帯臨時特例給付金

対象 平成26年1月分児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方

※申請は平成26年1月1日現在に住民登録がある市町村で行います。

給付額 児童1人 1万円

※臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者などは対象になりません。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

給付金詐欺に注意

市町村や国・県が銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動支払機(ATM)の操作をお願いしたり、給付金のため手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

現時点で市町村や国・県が世帯構成や銀行口座などの個人情報に照会することも絶対にありません。不審な電話があったときは、迷わず山武警察署(☎0475-82-0110)へ電話してください。

地域住民の暮らしを支える 民生委員児童委員を紹介します

《敬称略》

4月1日付けで、厚生労働大臣、千葉県知事から委嘱された5人の民生委員児童委員が決定しました。これから、担当地区のみなさんの暮らしを支援する福祉活動にご協力いただきます。

福祉に関する悩みごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

| 氏名 | 担当地区 |
|------------|----------------|
| 怒賀 美子(中台) | 中台、遠山 |
| 中村 明(東ヶ丘) | すみれ団地、東ヶ丘 |
| 魚地 義典(青芝会) | 伸和会、青芝会、橋本、栄和会 |
| 行木多佳子(鳥喰上) | 鳥喰上、鳥喰沼 |
| 越川 一雄(作間内) | 作間内、県営住宅 |

民生委員の定期訪問

4月から町内担当地区の民生委員が、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に訪問調査をし、その後、見守りや生活上の相談を目的とした定期訪問を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、福祉課社会福祉班までお問い合わせください。

- 対象 ①一人暮らしの高齢者(65歳以上の方)
- ②高齢者世帯(65歳以上の方のみで構成する世帯)

民生委員児童委員とは

民生委員とは、厚生労働大臣と千葉県知事から委嘱され、地域において住民の日々の暮らしで生じる福祉に関する悩みごとや、心配ごとの相談に応じ、行政機関などと連携を図り必要な援助を行います。

民生委員は児童委員も兼ね、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談、支援も行います。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257